

大阪市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「大阪市エリアマネジメント活動計画認定制度実施要綱」(以下「要綱」という。)第4条第1項に基づき、エリアマネジメント活動計画(同項に規定するエリアマネジメント活動計画をいう。以下同じ。)の認定に係る審査を適正かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査の項目及び審査基準は、別表のとおりとする。

2 要綱第4条第1項の認定は、別表に定める審査の項目ごとに審査基準への適否を審査し、全ての審査項目において適合となったエリアマネジメント活動計画について行う。

(委任)

第3条 要綱第4条第1項の認定に係る審査を行うにあたり、この要領に疑義が生じた場合及びこの要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表

審査の項目及び審査基準

項目	審査基準
事業効果	エリア価値向上を通じたエリアブランド形成につながる目的・目標となっているか。 設定した目的や目標の達成が期待できる活動であるか。
必要性	対象地域の課題やニーズに応じた、地域にとって必要な活動であるか。
公益性	対象地域全体の利益増進につながる活動であるか。
実行性	エリアマネジメント団体の組織体制、これまでの活動状況、活動計画、収支計画等から、活動の実施が可能であると見込まれるか。
継続性	中長期的に実施体制や財源が確保され、継続的な活動の実施が可能であると見込まれるか。